

任意継続組合員制度への加入について

任意継続組合員制度への加入を希望される場合は、退職の日から起算して20日を経過する日までに『任意継続組合員資格取得申出書』を作成の上、共済事務担当課を通じて当共済組合まで提出して下さい。なお、任意継続組合員制度の主な内容については、下記のとおりとなっています。

●任意継続組合員資格を取得できる方

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（後期高齢者医療制度の該当者を除く）が、退職後引き続き短期給付を受けることを希望するときは、原則として2年間任意継続組合員となることができます。

※組合員期間が1年と1日以上ないと任意継続組合員資格を取得することはできません。なお、『任意継続組合員資格取得申出書』を提出されても、現職時の組合員証等（組合員証・組合員被扶養者証）の返納がない場合は、組合員証等が返納されるまで、任意継続組合員証等（任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証）の発行・発送はいたしませんので、必ず退職と同時に現職時の組合員証等は返納してください。

●任意継続組合員として受けられる給付等

任意継続組合員及びその家族（被扶養者）は、在職中と同じように療養の給付及び家族療養の給付などの短期給付を受けることができ、また福祉事業として、組合員貯金加入、高額医療貸付、出産貸付を受けることができます。ただし、短期給付のうち傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金及び休業手当金等は給付されません。

なお、40歳以上75歳未満の方に実施しております特定健康診査については、同受診券を、特定保健指導については、同利用券をそれぞれ該当者に発行し、受診または利用いただくこととなります。

（※）任意継続組合員に対する傷病手当金及び出産手当金の給付は、経過措置に該当する場合を除き平成19年4月1日から廃止されています。

●任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方は介護掛金も必要です。以下同じ。）

任意継続組合員資格を取得されますと、振込依頼書により納付期日までに、任意継続組合員本人が金融機関から任意継続掛金を直接納付していただくこととなります。また資格取得月から翌年3月分までの任意継続掛金を年1回払い・年2回払いで納付することができます。この場合の任意継続掛金は割引いた額となります。なお、届出により途中で脱退されるときは、未経過期間に応じ、その間の任意継続掛金は返還します。

（裏面につづく）

《参考》平均給料月額（313,000円）をもとに算出した任意継続掛金（介護掛金も含んでいません。）

払込方法	4月～9月分	10月～翌年3月分	1年間合計額
年1回払い			517,047円
年2回払い	261,059円	260,207円	521,266円

短期任意継続掛金・介護任意継続掛金は、退職時の給料月額によって変わりますが、上記表のそれぞれの金額が上限となります。

掛金の算定については、共済事務担当課もしくは当共済組合保険課までご照会ください。

●任意継続組合員の資格と任意継続組合員証等の有効期限

納付期限までに任意継続掛金を納付されないと、任意継続組合員資格の資格を喪失します。

（資格取得後の初回の任意継続掛金を納付されない場合には、任意継続組合員の資格を取得しなかったこととなります。） そのため、任意継続組合員証等には、任意継続掛金が納付されたことを確認できた時点で納付月分までの有効期限を付した任意継続組合員証等を発行することとなります。（例：翌年3月分までの1年間分の任意継続掛金を納付された場合、翌年3月31日までの有効期限を付します。）

●退職時に認定中の被扶養者について

退職時に被扶養者に認定されていた方で、退職後も引き続き認定要件を備えている場合は、そのまま継続して認定をいたしますので新たな書類の提出等の必要はありません。

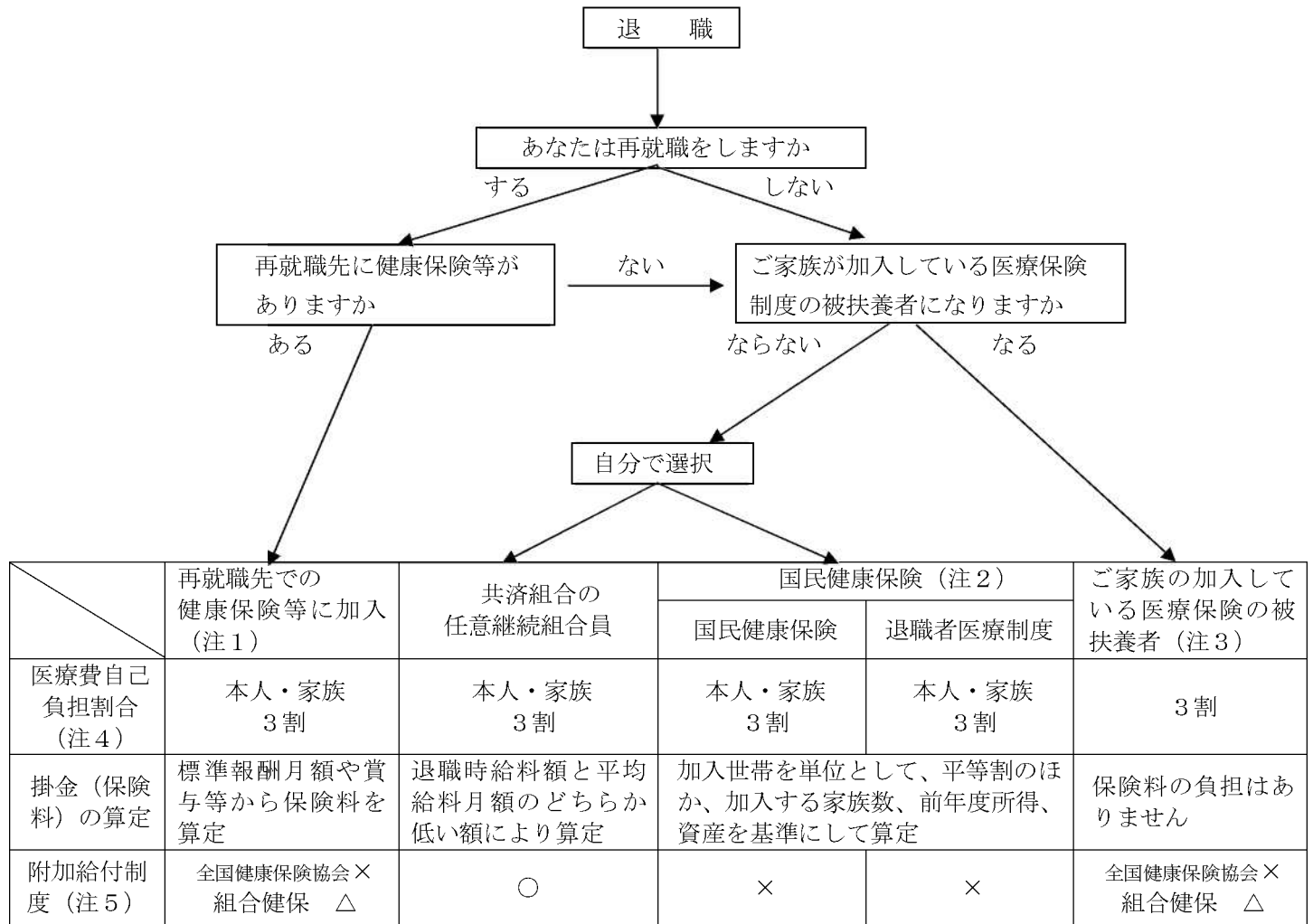
ただし、任意継続組合員が他の者と共同して扶養をしている場合（子を扶養する場合の夫婦、父母を扶養する場合の兄弟等）で、退職によって任意継続組合員の年間収入よりも他の共同扶養者の年間収入の方が多くなる場合には、当共済組合の被扶養者の認定を取り消し、他の共同扶養者への扶養替えの手続きを行ってください。

なお、双方の年間収入が同程度（収入の多い方の1割範囲内）の場合は、扶養替えの必要はありません。

※ 任意継続組合員制度とその他の医療保険制度の選択については、掛金（保険料）の高低、給付の内容（附加給付の有無等）などを考慮して、ご自身で判断していただくことになります。

詳細については、再就職先や居住地の市区町村の国民健康保険担当窓口へ、またご家族の被扶養者になれる場合は、ご家族の医療保険加入先へお問い合わせください。

退職後に加入する医療保険制度



(注1) 健康保険等…再就職先で、適用される健康保険等に加入することになります。

(注2) 国民健康保険…健康保険等の適用がない場合や、ご家族の被扶養者や任意継続組合員にならない場合、加入することになります。共済組合や厚生年金など被用者年金の期間が、20年以上あるかまたは40歳以後で10年以上あり、老齢または退職を事由とする年金を受給する場合は「退職者医療制度」に加入できます。

(注3) ご家族の被扶養者…退職後の収入状況により、ご家族が加入している医療保険制度の被扶養者になれる場合があります。なお、被扶養者になれる場合でも、任意継続組合員制度とのどちらかを選択できます。

(注4) 医療費自己負担割合は本人・家族とも3割ですが、70歳から74歳までは2割（平成26年3月31日までに70歳に到達している者は1割、現役並み所得者は3割）、義務教育就学前までの被扶養者は2割です。なお、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

(注5) 附加給付制度の○は「あり」、×は「なし」です。△は「あるところとないところがあります」ので確認して下さい。共済組合の任意継続組合員の附加給付制度…例えば医療機関で受診された際の1か月分（レセプト1件）の自己負担額から2万5千円を控除した額が千円を超えたときは、その超えた額（100円未満の端数切捨）が一部負担金払戻金または家族療養費附加金として支給される制度です。